

総務委員会資料

1 令和5年第3回定例会提出予定議案の説明

(15) 議案第87号 川崎市地方卸売市場業務条例の一部
を改正する条例の制定について

資料1 川崎市地方卸売市場業務条例の一部改正について
(改正概要)

参考資料 川崎市地方卸売市場業務条例の一部を改正する
条例新旧対照表

経済労働局

令和5年6月7日

川崎市地方卸売市場業務条例の一部改正について（改正概要）

1 改正理由

川崎市地方卸売市場南部市場運営審議会（以下「審議会」という。）は、川崎市地方卸売市場南部市場（以下「南部市場」という。）の円滑な管理及び運営を図るため、川崎市地方卸売市場業務条例で設置している附属機関である。

南部市場においては、老朽化等に伴う施設整備、一般会計繰入金等による恒常的な財源充当等の課題がある。これらの課題を踏まえ、南部市場の今後の運営方針について検討を行うに当たり、民間活用、財務、法律、建築等の専門的知見を有する者を臨時委員として置き、当該臨時委員を含めた専門的知見を有する者で構成する部会を設置し、当該部会において、専門的かつ客観的に調査審議するため、条例を改正するものである。

2 現行の審議会の概要

(1) 所掌事務

市長の諮問に応じ、南部市場の運営方針に関する事その他南部市場の管理及び運営に関する事について調査審議する。

(2) 組織

委員13人以内で組織する。

(3) 委員

学識経験者、出荷者、卸売業者、仲卸業者、売買参加者、買出人、消費者及びその他の利害関係者のうちから、市長が委嘱する。

(4) 委員の任期

2年

3 改正の主な内容

(1) 市長は、川崎市地方卸売市場南部市場運営審議会（以下「審議会」という。）に特別の事項を調査審議させるため必要があると認めるときは、臨時委員を置くことができることとするもの

(2) 臨時委員は、特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱されることとするもの

(3) 審議会は、必要に応じ部会を置くことができることとするもの

4 施行期日

公布の日から施行

川崎市地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市地方卸売市場業務条例 平成18年11月27日条例第70号</p> <p>第7章 市場運営審議会 (審議会の設置)</p> <p>第73条 市長は、市場の円滑な管理及び運営を図るため、川崎市地方卸売市場南部市場運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。 (所掌事務)</p> <p>第74条 審議会は、市長の諮問に応じ、市場の運営方針に関することその他市場の管理及び運営に関することについて調査審議する。 (組織及び委員の任期)</p> <p>第75条 審議会は、委員13人以内で組織する。</p> <p>2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。</p> <p>(1) 学識経験者 (2) 出荷者 (3) 卸売業者 (4) 仲卸業者 (5) 売買参加者 (6) 買出人 (7) 消費者 (8) その他の利害関係者</p> <p>3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>4 委員は、再任されることができる。</p> <p>5 市長は、審議会に特別の事項を調査審議させるため必要があると認めるときは、臨時委員を置くことができる。</p>	<p>○川崎市地方卸売市場業務条例 平成18年11月27日条例第70号</p> <p>第7章 市場運営審議会 (審議会の設置)</p> <p>第73条 市長は、市場の円滑な管理及び運営を図るため、川崎市地方卸売市場南部市場運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。 (所掌事務)</p> <p>第74条 審議会は、市長の諮問に応じ、市場の運営方針に関することその他市場の管理及び運営に関することについて調査審議する。 (組織及び委員の任期)</p> <p>第75条 審議会は、委員13人以内で組織する。</p> <p>2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。</p> <p>(1) 学識経験者 (2) 出荷者 (3) 卸売業者 (4) 仲卸業者 (5) 売買参加者 (6) 買出人 (7) 消費者 (8) その他の利害関係者</p> <p>3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>4 委員は、再任されることができる。</p>

改正後	改正前
6 臨時委員は、特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。	
7 審議会は、必要に応じ部会を置くことができる。 (委任)	(委任)
第76条 この章に定めるもののほか、審議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。	第76条 この章に定めるもののほか、審議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。